

かしこい消費者になろう!

- ① いらぬものは「いりません!」ときっぱり断る。
- ② 相手を簡単に信用しない。簡単に会わない。知らない電話番号に電話しない。メールに返信しない。
- ③ うますぎる話は疑ってみる。甘い言葉や親切な態度に騙されない。
- ④ その場ですぐに契約しない。家族や友人など信頼できる人に相談してから。
- ⑤ 借金はしない(クレジットも借金です)。



※買い物は社会への投票です。商品の背景(誰が、どこで、どのように作った製品か)を意識し、自分の消費行動が人や環境や社会、未来にも影響を与えていることを自覚して生活しましょう。

しまった! 解約したい! と思ったら「クーリング・オフ」

「クーリング・オフ」は、一定期間内であれば「無条件で契約を解除できる制度」です。契約書面を受け取った日を含めて8日以内(マルチ商法などでは20日以内)に書面で通知します。(はがきを書いてコピーを取り、特定記録郵便等で通知する)

クーリング・オフできる内容

取引内容	期間
訪問販売(アポイントメント商法等)	8日間
訪問購入(自宅等で業者が貴金属などを買取る)	8日間
電話勧誘販売	8日間
特定継続的役務提供(エステ、語学教室等)*	8日間
連鎖販売取引(マルチ商法)*	20日間
業務提供誘引販売取引(内職商法等)*	20日間

クーリング・オフできない内容

- ・店舗での購入(上記*印の取引を除く)
- ・通信販売など

クーリング・オフはがきの書き方

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇円

販売者 株式会社××

□□営業所 担当者 △△△

支払った代金〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇月〇日

〇県〇市〇町 氏名〇〇〇〇

困った時は、お気軽にご相談ください

福井県消費生活センター	0776-22-1102	勝山市消費者センター	0779-88-8103
福井県嶺南消費生活センター	0770-52-7830	鯖江市消費生活センター	0778-53-2204
福井県警察本部(悪質商法110番)	0776-24-4194	あわら市消費者センター	0776-73-8017
福井弁護士会	0776-23-5255	越前市消費者センター	0778-22-3773
福井県司法書士会 総合相談センター	0776-30-0771	坂井市消費者センター	0776-50-3030
福井市消費者センター	0776-20-5588	永平寺町消費生活相談窓口	0776-61-3941
敦賀市消費生活センター	0770-22-8115	池田町消費生活相談窓口	0778-44-8003
小浜市消費生活相談室	0770-53-1140	南越前町消費生活相談窓口	0778-47-8000
大野市消費者相談センター	0779-66-1111	越前町消費生活相談窓口	0778-34-8700

または、消費者ホットライン「188(いやや)」へ!

ちょっと待った!
その契約

おいしい話に気を付けて!

若者に多い
消費者トラブル



困った時にはまず相談! 消費者ホットライン188(いやや)へお電話を。

(最寄りの消費生活センターにつながります)

福井県消費生活センター・嶺南消費生活センター
<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html>
 フェイスブック <https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/>

① アダルトサイトの請求画面が消えない!

前から興味があったアダルトサイト。ちょっとだけ見てみようかな。18歳以上だし「OK」をクリック。



え〜?、「登録完了。3日以内に99,000円支払ってください」って、どういうこと? 請求画面も消えないよぉ〜。

- 表示内容をよく確認せず、興味本位で安易にクリックしない!
- 利用した覚えのない請求は、安くても安易に支払わない!
- 「退会はこちら」「間違えて登録された方はこちら」などの表示に電話したりメールしたりすると、自分の連絡先が相手の業者に知られてしまうので、絶対に自分から連絡しないで無視すること!

請求画面が消えない場合は…
(独)情報処理推進機構「情報セキュリティ安心相談窓口」を検索してください。

② インターネットで「消費者センター」って検索して相談したら探偵事務所だった!

アダルトサイトにアクセスしただけで99,000円も請求されちゃった! どうしよう…。 そうだ! 消費者センターに相談しよう!



ネットで「消費者センター」を検索。一番最初に表示された相談窓口に電話したら、「請求を止めるために5万円必要です」って言われた。え〜? お金がかかるの〜?



- インターネットで検索をすると、検索結果の上位に「広告」が掲載されることがあります。
- 「消費生活センター」「消費者センター」と検索すると、消費生活センターと似た名称の、民間の相談窓口サイトが表示されることがあるので、注意が必要です。
- 公的機関である消費生活センターは、無料で相談に応じています。また、弁護士および司法書士以外が債権回収業務を行うことは法律で禁止されています。2次被害に遭わないよう注意しましょう。
- 今回の場合、元々契約は成立していないので、相手に対して何かする必要はありません。

③ インターネット通信販売で注文した商品が届かない!

限定品でどうしても欲しいシューズを売っているサイトが見つかった! 「商品発送は入金確認後」だったから代金も振り込んだのに、商品が届かない。どうして? 問合せ先もメールだけ。メールの返事もなし。

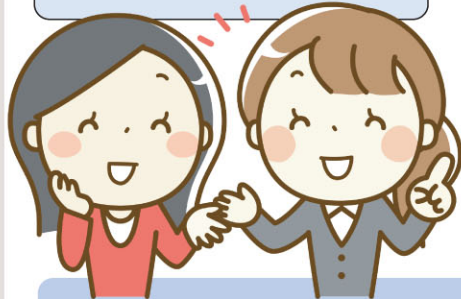


- 購入前に、必ず、事業者の所在地、担当者名、特に電話番号を確認しましょう。連絡先がメールアドレスだけのサイトは利用しない方が安心です。
- 「日本語が不自然」「極端に安い」「支払い手段が、先払いの銀行振り込みのみ」という場合は要注意!
- オンラインマークの表示があるか、セキュアモードに対応しているか確認しましょう。
- 通信販売はクーリング・オフができないので要注意。必ず返品の特約を確認しましょう。

あなたの身近にもこんなトラブルが!

④ 健康食品をお得に買って会員を増やすって…これってマルチ商法?

友達に誘われて健康食品のビジネスを始めてみたのだけど…



- 消費者が販売員(会員)として販売組織に入り、他の人を誘って自分の下に販売員(会員)を増やして組織を拡大していく商法を「マルチ商法」といいます。
- 「簡単にもうかる」などと誘われますが、実際には思ったように売れないことがほとんどです。
- 友人や知人を入会させてトラブルになることもあります。「あやしいな」「ちょっと変だな」と思ったら、安易に誘いに乗らないようにしましょう。

⑤ 携帯電話料金、滞納したらカードが作れないって、ホント?

カードが作れないって、なんで?

確かに以前そういうことあったけど、関係ないじゃない。



利用料、支払いを忘れて利用停止になったことない?

利用料金と一緒にスマホ本体の代金を分割払いしてなかった? そういう滞納情報が信用情報機関のリストに載っちゃうんだよ。

- 携帯端末機の代金と利用料を一緒に支払っている人は気をつけて! 端末代金が分割払いになっていると、滞納した場合、信用情報機関の滞納者リストに載り、クレジットカードが作れなくなったり、自動車ローンが組めなくなったりする恐れがあります。
※信用情報機関
個人が金融機関から借りた金額や、返済状況などの情報を収集・管理している団体のこと。
- 利用料金を滞納すると、新規の携帯電話会社との契約もできなくなるので注意しましょう。

⑥ ショッピングセンターで呼び止められて軽い気持ちでついていったら…



化粧品のアンケートです。無料でお肌診断もしているので、いかがですか?

「お肌が荒れてます。シミのもとも多いです。今からお手入れすればきれいになりますよ。特別にお安くします…」
診断だけじゃなかったの? 早く帰りたい!

- 知らない相手に不用意についてはいけません! 街頭で声をかけられても、事務所等についていけないようにしましょう。
- 勧誘されても、いらないものはいらないとはっきり断りましょう。
- 契約日を含めて8日以内ならクーリング・オフが可能です。もしも不本意な契約をしてしまったら、すぐに消費生活センターに相談しましょう。